

平成 30 年度
(平成 29 年度対象)

教育委員会活動の点検・評価報告書

平成 30 年 9 月

奄美市教育委員会

目 次

I	奄美市教育行政評価制度の概要等について	1
II	平成 29 年度教育行政の点検・評価について	
	教育委員会事務局	
(1)	教委総務課	3
(2)	学校教育課	4
(3)	生涯学習課	6
(4)	文化財課	9
(5)	スポーツ推進課	11
III	奄美市教育行政評価委員の平成 29 年度点検 評価・意見・要望等について	12
【資料】		
	奄美市教育行政評価会議委員名簿	15
	奄美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱	16
	奄美市教育行政評価会議設置要領	18
IV	奄美市教育委員会事務局事業点検・評価シート	別冊

I 奄美市教育行政評価制度の概要等について

1 制度の概要について

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され（平成 20 年 4 月 1 日施行），教育委員会においては毎年，その教育行政事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い，その結果に関する報告書を議会に提出するとともに，公表することが規定されました。

奄美市教育委員会では，同法の規定に基づき，「教育委員会活動の点検・評価」（以下「点検・評価」という。）を実施し，報告書にまとめました。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 27 条 教育委員会は，毎年，その権限に属する事務（前条第 1 項の規程により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い，その結果に関する報告書を作成し，これを議会に提出するとともに，公表しなければならない。

2 教育委員会は，前項の点検及び評価を行うに当たっては，教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 奄美市教育委員会の点検・評価の実施方針について

奄美市教育委員会においては，平成 29 年度に実施した事務事業の内容について，奄美市の教育の各課重点施策を基本に，評価項目を分類，事務事業自己点検・評価シートを作成し，教育委員会事務局内部で評価を実施した後，教育に関し学識経験を有する 6 名で組織する外部評価委員会を開催し，点検・評価実施後に，報告書を取りまとめる。

9 月定例教育委員会での議決を経て，議会へ提出する。

また，報告書は平成 30 年 10 月以降に，奄美市のホームページ等を活用して市民への公表を行うこととする。

3 評価点数結果及び各課の評価項目件数について

73 評価項目の合計評価点数は平均 4.1 点，奄美市教育振興計画に基づく取組みの着実な実施のため具体的施策を展開した。

評価項目は，総務課 8 項目（8） 学校教育課 11 項目（11） 生涯学習課 11 項目（39） 文化財課 7 項目（9） スポーツ推進課 6 項目（6）で，合計 43 項目（73）である。

※（ ）内は，評価の観点の数

4 評価点数について

評価点数は5段階評価とし、以下のとおりとする。

評価	評価の基準	目標等達成の目安
5	目標を十分に達成し、期待以上の成果が得られた。	8割～10割
4	目標を概ね達成し、ほぼ期待どおりの成果が得られた。	6割～8割
3	目標を半分以上達成し、ある程度の成果が得られた。	4割～6割
2	目標をあまり達成できず、成果が少なかった。	2割～4割
1	目標をほとんど達成できず、成果がなかった。	0割～2割

5 平成30年度（平成29年度分）点検・評価の経過等について

- 平成30年 7月 3日 教育委員会自己点検・評価シート作成を各課に依頼
- 平成30年 8月 13日 事務局自己点検・評価シートのまとめ
- 平成30年 8月 14日 外部委員への事前点検・評価シートの配付
- 平成30年 8月 21日 第1回奄美市教育行政評価委員会開催（教育行政評価会議の設置・委嘱状交付・会長の選任・意見聴取）
- 平成30年 8月 29日 自己点検・評価報告書の作成
- 平成30年 9月 25日 定例教育委員会に点検・評価結果報告書の議案提出
- 平成30年 10月 1日 市議会へ点検・評価結果報告書の提出
- 平成30年 10月 1日 市民への公表（市ホームページに掲載）

II 教育委員会事務局の点検・評価結果

1 教委総務課

(1) 担当課による自己点検

教委総務課では、平成29年度に「教育委員会の活性化の推進」「適正な人事管理業務の推進」「良好な教育環境整備の推進」の3点を重点課題として位置付け、教育行政の推進に取り組んできた。

毎月の定例会議の実施については、教育行政を進める上で、重要な政策決定の機関であることや、その構成委員の取組みについて、会議の活性化に繋がることもあり、委員と連携を図りながらその充実に努めた。

適正な人事管理業務について、職場内での健康管理に努め、その上で研修等活用した職員のスキルアップを促進した。

また、学校施設は児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時の避難所として重要な位置づけがあることから、安全性の確保と環境改善に努めた。

(2) 各事業の主な成果と課題

ア 「定例教育委員会の実施や委員の取組み」について、毎月の定例会や臨時会の開催実施にあたり、委員と連携を図りながら内容の充実・活性化を図っている。併せて、委員の諸行事等への参加をいただき教育行政の現状把握に努めた。

イ 「適正な人事管理業務」について、職員の定期健康診断等受診の状況把握を行い、健康管理を促進した。また、研修等の参加により職員の資質向上を図り、市民サービスの提供に努めた。

ウ 「学校施設の改修・耐震補強事業」については、「耐震診断」の結果と合わせて耐震補強事業や大規模改修事業を実施しているが、平成27年度までに耐震補強事業が終了したため、今後は、施設の老朽化に伴う改修事業について計画的に事業を進め、安心・安全で快適な教育環境の整備に努めていく必要がある。

2 学校教育課

(1) 担当課による自己点検

学校教育課では、27年度に「確かな学力」の定着・向上を重点課題として位置付け、諸調査による児童・生徒の実態等をもとに課題を明確にして、教育行政上の立場から目標値を設定、その充実に努めた。

具体的には、教職員の授業力向上、指導方法改善を図ることにより、分かる授業の実践を推進し、また、本市の児童生徒の実態に基づいて、個に応じた指導の充実を図っていき、これらの取組について評価を行い、改善を図ってきた。また、家庭学習の習慣化と充実を図るために、宿題は学校が出るもの、家庭学習は自ら主体的に行うものと定義し、保護者と連携しながら、家庭学習の習慣化と充実に向け、各学校の実態に応じて、工夫しながら取り組んでいる。

各小中学校の不登校児童生徒への対応に対する取組みとして、教育相談員やスクールカウンセラーによる相談活動等の充実、他の児童生徒とふれあうことができる環境づくり・学習支援の充実を図ってきた。また、学校と各関係機関との連携が図れるように、スクールソーシャルワーカー（SSW）が、不登校や児童生徒の問題行動への課題に適切に対応するとともに、児童生徒や保護者等、福祉機関等の関係機関との連携を密に行ってきました。

また、学校において児童生徒の心に届く相談活動をするために、臨床心理に関して専門的な知識及び経験豊富な者をスクールカウンセラーとして中学校に配置し、生徒・保護者・教職員へのカウンセリングの充実を図っている。教育相談員が通室した児童生徒を受容するふれあい教室は、児童生徒・保護者・学校からのニーズに十分対応できている。

(2) 各事業の主な成果と課題

- ア 「鹿児島学習定着度調査」では、奄美市の調査結果を分析した概要を市内全学校へ配付した。また、調査結果の活用状況について調査し学校の課題について支援している。更に、各学校の「学力向上アクションプラン」に調査の活用について位置付け、活用を図った。
- イ 「標準学力検査」について、全国との比較のもと、奄美市の教育水準を把握するとともに、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図った結果、市内全小・中学校すべてにおいて、指導方法改善の取組が行なわれた。児童生徒一人一人の指導に生かす検査として継続の必要がある。
- ウ 「一人一研究授業」では、教師一人一人の授業力向上を図り、指導主事の派遣により、学校の研修内容や個人研究のテーマと関連した授業になっているか指導助言を行った。実施率 100%の実現に向けて管理職から個別に指導をするなどの取組を今後も継続していく。
- エ 「指導主事派遣」で指導助言を行うことによって、指導方法の改善を図り、確実な学力の定着に向けた学校の取組を支援した。
- オ 「あまみ授業セミナー」では、市内の教諭の教科指導力を高めるため、鹿児島大学教育学部附属小学校・附属中学校の教諭を講師として招聘し、研究授業や授業研究、指導講話を行った。授業づくりについての実践的な研修で、質の高い授業が参観できるため、教職員の資質向上に貢献した。
- カ 小・中連携研修会「あまみっ子」ジョイントプランの実施により、各中学校区で小・中連携の取組が実施されるようになった。小・中連携を通した指導法改善に対する意識が各

学校において高まっている。

キ 「特別支援教育支援員配置事業」では、一人一人に応じた支援を行うことで、子どもたちは落ち着いて学校（園）生活を送れるようになりつつある。教育的支援を必要とする園児、児童・生徒は増加傾向にあり、特別支援教育支援員の配置を希望する園・学校数も増えつつあり、それに対応するための予算措置を行う必要がある。

また、各学校への配置については、実態を把握した上で行っているものの、年齢によって、行動面等での特性も異なり、見極めが難しい。適切な把握をするため、関係機関との連携を更に深める必要がある。

ク 「講師配置事業」では、小学校5・6年生で1学級36人以上在籍する学校に教員を加配して、35人学級を実現することで、きめ細かな学習指導や生徒指導ができ、安定した学力の向上が見られた。

ケ 「あまみスクールソーシャルワーカー配置事業」では、学校がつかめなかつた家庭の状況・保護者の思い等を把握することで、適切な対応が可能になった。また、SSW同士の連携や福祉政策課等との連携が進みつつあり、早い段階からの支援が実施できるようになってきた。また、SSWの家庭訪問の実施で、教職員の負担軽減にもつながっている。

コ 「あまみスクールカウンセラー配置事業」では、名瀬中校区、金久中校区、朝日中校区、小宿中校区に1名配置し、不登校児童へ対し、学校復帰を目指した教育相談活動等を実施した。また、希望する小学校への派遣も行っている。

年間の訪問回数等限られた条件でのカウンセリング活動となっているが、計画的に充実したカウンセリングがなされ、職員研修等での活用もなされている。

サ 「ふれあい教室相談員配置事業」では、同じような思いや願いをもった児童生徒が安心して学習や体験活動に取り組むことにより、自己理解や相互理解が深まり、自尊感情の高まりや人との信頼関係の構築が図られつつある。その結果、生徒が定期的に登校できるようになっている。

3 生涯学習課

(1) 担当課による自己点検

生涯学習課では、「家庭・地域の教育力向上」「生涯学習の推進」「文化の振興」「社会教育関係団体等の育成」の4点を重点施策として引き続き位置付け、多様化する市民のニーズに応えられるよう、「奄美市総合計画（2011⇒2020）」及び奄美市教育行政の重点施策「地域に根ざしたふるさと教育」の方針に沿って各事業を進めている。

ア 「家庭教育に関する学習機会の充実」の主な取組として、「家庭の日」の普及・啓発だけでなく、定着を目標に、市内各小・中学校へ第3日曜日の市民清掃等への参加呼びかけを行い、児童生徒の参加数は増加傾向にある。併せて、世界自然遺産登録を見据えた環境美化への関心も高くなっている。

イ 「子ども会活動の充実」の主な取組として、「子ども大会」の実施内容の改善や、育成会長引継ぎの時の早期周知の徹底を図り、参加者の増加につながった。「名瀬地区子ども会対抗球技大会」では、ドッジボール競技と併せ、グラウンド・ゴルフ競技を引き続き提案し、小規模子ども会や中学生の参加を促したが、参加チームが少なかったため、予選敗退チームに経験してもらうことで、次年度への周知を図った。新年度は、住用・笠利地区の子ども会の参加を呼びかけている。

ウ 「PTA活動の充実」の主な取組として、「家庭教育における4つの運動推進」のために、内容を具体例で示すなど工夫を加えた啓発リーフレットを各小・中学校へ配付するとともに、管理職研修会、PTA研修会等で活用を促した。

また、平成29年度は、県PTA広報紙コンクールで、朝日小学校PTAが小学校の部で最優秀賞、朝日中学校PTAが中学校の部で最優秀賞を受賞するなど、高い評価を連続して受けている。

エ 「生涯学習の充実」の主な取組として、広域的な生涯学習を推進するため、「奄美市まなび・福祉フェスタ」「すみようふれあいフェア」「笠利まちおこしフェスティバル」を開催するとともに、多様化する市民のニーズに応えるべく、各公民館・分館で、生涯学習講座を開設し、生涯学習への入口づくりを行なってきた。また、生涯学習講座から発展した自主グループ活動の充実も図られてきている。

オ 名瀬地区では、本庁舎建設工事に伴い、解体された旧名瀬公民館に代わる生涯学習活動の拠点施設として、市民が待ち望む「奄美市市民交流センター（仮称）」の建設計画を策定するため、「市民交流センター（仮称）建設基本設計」を行うとともに、「基本設計検討委員会」「住民説明会・ワークショップ」を実施し、広く市民の意見を取り入れるなど、早期完成（平成32年度予定）に向け、順調に事業進捗が図られた。

カ 「文化の振興」の主な取組として、「奄美市少年少女合唱団」の発表の場が増え、知名度が上がってきていているが、団員数の確保が課題となっている。地域住民の作品発表の場や鑑賞の機会を提供するなど「学び」を市民へ還元する場として「奄美市民文化祭」「奄美市美術展覧会」の充実を図り、「意識向上」「実践活動」へとステップアップできるよう取り組んだ。また、民間の主催するイベントにも協力し、行政と民間が協働することで、市民により身近で、参加できる内容のイベントも実施することができた。

キ 「伝統文化保存事業の推進」のために平成28年度から予算を増額し、詳細な映像を記

録するとともに、継承に力点を置いた収録の工夫を行った。1集落収録。各集落では高齢化に伴い、継承が大きな課題となっており、今後、早急な事業推進が必要である。

ケ 「奄美振興会館の充実」については、ソフト面の充実はもちろん、老朽化の著しい施設・設備の長寿命化を図るため、詳細な建物調査を実施し、計画的な施設改修を検討している。

併せて、駐車場不足解消のため、隣接する下水道課入口に駐車場を増設整備し、利用者の利便性が図られた。

ケ 「社会教育関係団体等の育成」については、「奄美市地域女性団体連絡協議会」及び「奄美市ふるさとを興す女性会」の指導・育成を目的に、社会教育指導員を1名配置し、その活動を支援している。まなび・福祉フェスタと併せて「奄美市ふるさとを興す女性大会」講演会を開催し、会員研修を行うとともに、交流・親睦を図った。地域によっては、新規加入者の減少・役員等の高齢化などの課題を抱えている。

(2) 各事業の主な成果と課題

ア 家庭教育に関する学習機会の充実について、「家庭の日」の普及・啓発、定着に取組んだ。定着を図るために、第3日曜日の市民清掃への参加を改めて呼びかけたことで、児童生徒の参加が増えたが、親子での参加を更に啓発する必要がある。

イ P T A活動の充実について、児童生徒の学力向上のためには家庭学習（宿題は含まない。）の習慣化が急務であると捉え、全国学力・学習状況調査の結果などを踏まえ、「家庭教育における4つの運動」を推進し、定着化を図っている。

ウ 名瀬地区では、「奄美市まなび・福祉フェスタ」について、平成28年度に引き続き、開催テーマを「学びあい・ふれあい・支え合い 共につくる潤いと活力に満ちた奄美市」とし、実行委員会組織を強化し、奄美市市民福祉まつり実行委員会、奄美市農業ふれあいまつり実行委員会と共同で実施した。このことで、より参加しやすく、行政・学校・N P O・民間団体等、様々な分野の活動紹介の場、体験の場として、内容の充実が図られた。併せて、市内の小・中学生が島口で夢を発表する「みんなで輝かせよう！あまみっ子」を行った。小学校1年生による島口カレンダー暗唱発表や、市内の高校生による体験・活動発表もあり、より充実した発表の場となった。

企画・準備から当日の運営まで、行政と民間団体で組織する実行委員会が担っており、生涯学習社会の実現に向け、行政・民間の協働による一大イベントとして、市民に定着している。今後は、シンポジウム・講演会の実施や、民間団体（N P O・社会教育団体等）との更なる連携を図っていく必要がある。

また、地域の特性を生かすべく、住用地区においては、平成28年度に引き続き「すみようふれあいフェア」が開催された。笠利地区においても「笠利まちおこしフェスティバル」の内容充実が図られている。

エ 体験活動の充実について、「ふるさとリーダー奄美塾」を年6回、開講した。奄美の自然や歴史など、テーマに沿った学習や体験をすることで、シマ（郷土）への愛着を持たせるとともに、子供たちの豊かな創造性や可能性を引き出すことにつながっている。

オ 平成29年度からふるさと納税等活用事業費を活用し「奄美こども環境調査隊」事業を新規に始めた。郷土の環境問題について学び、将来のシマの環境保全に積極的に取り組む

青少年を育成するとともに、沖縄の小・中学生との交流を通し、世界自然遺産登録への機運を醸成することなどを目的に実施した。小学生5名、中学生1名を隊員に任命した。

主に、外来種問題、ノネコ問題等、環境保全について体験学習を行った。

カ 「公民館活動の充実」について、名瀬公民館及び3分館においては、NPO法人アマミーナを指定管理者として管理運営の充実を図ってきた。平成28年度は旧名瀬公民館の解体に伴い、利用者数が減少したが、平成29年度は回復傾向にある。特に移動図書館車の利用が大幅に増加している。今後も利用者のニーズに合った図書購入や、図書検索システム等の活用を図っていきたい。

また、名瀬公民館指定管理者は、多種多様な自主事業、読み聞かせ、健寿大学、川柳大会等を実施するとともに、公民館機能の質の低下と、代替施設である現名瀬公民館の利用者数の減少を他の3分館で補完できるよう取り組んでいる。

キ 「奄美市美術展覧会」は、第38回目の開催となり、奄美全体の芸術文化の振興と創造活動に大きく貢献している。年々、作品の質の向上も図られている。

実行委員会での自主運営が行なわれているが、主体となる文化協会や美術協会の会員が高齢化しているため、若年層の加入と後継者育成が大きな課題となっている。

ク 「奄美市民文化祭」は、第41回目の開催となり、平成28年度に創設した「奄美市文化功労表彰規程」に基づき、「芸術文化功労賞」として、芸術文化活動の振興に功績のあった個人・団体を表彰した。台風の影響で舞台発表の延期を余儀なくされたが、多くの団体が舞台発表、作品展示に参加し、芸術文化の振興と交流が活発に行なわれた。

今後、市美展同様、実行委員会の組織強化を図ることが課題である。

ケ 成人式の充実について、各地区とも対象者は減少傾向にある。笠利地区では、参加者のアンケート、要望などを受けて平成29年から1月3日午後の開催となった。理由として、島外の対象者が、学校や仕事の都合で参加したくてもできないことなどが挙げられる。

名瀬地区でも同様の要望が寄せられており、美容業界など関係機関と協議を行い、実施日（平成30年1月5日午前中実施）の見直しを行い、平成31年実施日を1月3日午後に変更し、住用・笠利地区と併せて、3地区同日で実施することとした。

4 文化財課

(1) 担当課による自己点検

文化財課では、奄美市内に所在する数多くの歴史・文化・自然に関する遺産の調査研究や収集、文化財指定等に取り組むとともに、指定文化財所有者の理解と協力を得ながら、歴史・文化・自然に関する遺産の整備と保存に取り組んでいる。

奄美博物館、歴史民俗資料館、宇宿貝塚史跡公園の展示内容の充実を図り、「宇宿貝塚」、「赤木名城跡」、「小湊フワガネク遺跡」等の史跡の環境整備及び史跡を核とした、赤木名地区の文化的景観保存事業等に取り組んできた。

平成 28 年 8 月、「小湊フワガネク遺跡出土遺物」1,898 点が国の重要文化財に指定され、講演会及びシンポジウムの開催、説明案内板 3 箇所の設置に続き、29 年度は、ヤコウガイアクセサリー製作講座等を実施して、普及啓発活動を実施した。

今後は、歴史・文化遺産を活用した拠点づくり（まちづくり・地域づくり）の取り組みや、平成 22 年国指定史跡となった「小湊フワガネク遺跡」の保存管理計画の策定を予定しており、各方面の専門家や地域の方々の意見等を集約して、計画を進めていきたいと考えている。

更に、奄美群島が国立公園指定となり、世界自然遺産登録が目前となり、LCC 航空の就航、大型観光客船の寄港等で、多くの方々の来島・来館が予測され、多種・多様な価値観に対応しながら、歴史・文化・自然に関する情報の発信に努めていく必要がある。

(2) 各事業の主な成果と課題

ア 「国指定史跡（宇宿貝塚史跡公園）管理・運営事業」について、目標値 1,500 人に対し、実績値 1,683 人で、達成率 112% であった。今後の課題として、資料の収集、保存、調査研究、展示及び教育普及活動（見学会・体験学習・講演会等）などの展示施設本来の業務体制の確立、また、「歴史回廊のまち笠利観光プロジェクト」の取り組みと連携を図りながら、史跡公園の啓発普及活動の展開を図る必要がある。

イ 「社会教育施設（奄美博物館）管理・運営事業」について、入館者数目標値 10,000 人に対し、実績値 11,636 人で、達成率 116% であった。

開館 30 周年を迎える、建物の老朽・経年劣化も進んでいるため、建築物長寿命化診断を実施した。診断結果に基づいた改修計画を進めていきたいと考えている。

また、今後は、ホームページ等の充実で情報発信を図るとともに、常設展示（歴史・文化・自然）のリニューアル化を進める予定である。

ウ 「社会教育施設（歴史民俗資料館）管理・運営事業」について、入館者数目標値 2,000 人に対し、実績値 2,318 人で、達成率 116% であった。「歴史民俗資料館」は、35 年以上が経過し、老朽劣化に伴う修繕等が増加している。今後、施設の経年劣化に対する修繕等の対応が必要である。

エ 「文化財保護事業（文化財保護総務事業）」について、国指定文化財の「泉家住宅」のトタン屋根が老朽化し、雨漏れが生じてきたため、県文化財課及び文化庁とも相談して修繕を行った。

「奄美旧暦行事カレンダー」については、A4 版を 5,000 部、A3 版を 1,000 部作成し、島内外に販売し、自然・歴史・文化の情報を発信した。

指定文化財及び未指定の文化財について、地域において守り、伝え、残したいものを「シ

マ遺産」・「奄美遺産」として捉え、その保存活用を視野に入れながら、情報発信していくことは多方面での活用が期待されることから、有意義な事業と考える。

オ 「小湊フワガネク遺跡」及びその出土遺物について、市民に理解を深めてもらうため、「小湊フワガネク遺跡啓発普及事業」として、ヤコウガイアクセサリー製作講座を5回開催した。(講座受講者数：485人)

今後は「小湊フワガネク遺跡」の保存管理計画の策定を予定しており、各方面の専門家や地域の方々の意見等を集約して、これらの計画を進めていきたいと考えている。

カ 「ふるさと納税活用事業」を活用して「奄美の民家」の「オモテ」の茅の葺き替えを実施した。

奄美文化の情報発信・交流の拠点施設である「奄美文化センター」の一万人広場には、「奄美の民家」及び「高倉」5棟を移築・復元している。これらは、奄美を代表する伝統的な建築物で、文化財としての価値も非常に高い。

その茅葺き屋根の葺き替えや補修作業は、特殊な技術と豊富な経験及び知識を必要とするが、その技術・経験・知識の保持者が非常に少なくなってきており、技術の伝承と保護の必要性が急務な課題となっている現状から、茅葺き技術の伝承のための研修を実施し、技術及び「奄美の民家」の伝承と保護・保存を図ることを目的として実施した。

技術の伝承研修会は、平成22年に組織された「茅葺き技術保存継承の会」に業務委託した。短期間で特殊な技術を習得することは難しいことではあると思うが、今後、回数を重ねるごとに茅葺き技術の向上と保存継承が持続していくものと考える。

キ 「子どもたちの情操育成」の一環として「シマグチ伝承推進活動」に平成27年度から取組んでいる。

これまで「先人に学ぶ 島口教訓カレンダー」の大型版の印刷や「島口ことわざかるた」を購入して、市内の幼稚園、小中学校の全クラスに配付した。また、各学校では地域の方を講師として招聘してシマグチの講座等を実施している。

授業として定期的に取組むことが困難なことから、登下校時のあいさつや給食時間、昼休み時間、ホームルームの時間等を活用していただくことを推奨した。

奄美出身及びシマグチを話せる教諭が少なくなってきたこともあり、音声の教材が必要になってきたことから、平成29年度は「先人に学ぶ 島口教訓カレンダー」について、住用地区の各小中学校区内の5集落の方々の音声CDを作成し、各小中学校に配布した。

今後は他地区の音声CD作成に取組んでいく予定である。

5 スポーツ推進課

(1) 担当課による自己点検

スポーツ推進課では、29年度に「スポーツ振興の取組」を重点課題として位置付け、生涯スポーツ社会の実現に向け取り組んできた。

社会体育施設・学校体育施設の開放については、生涯スポーツ推進の観点からも全市民に向け積極的な開放に努めてきた。

また、市民が週3回以上の運動やスポーツを定期的に行うこと目標とし、各々のライフスタイルに合わせて定期的・継続的にスポーツ、レクリエーション活動が実施できるよう運動やスポーツを行う「場」や「機会」を確保するため、社会体育施設の指定管理者とも連携を取りながら、さらなる充実を図ってきた。

更に、チャレンジデーを開催することで、運動やスポーツをとおして生涯スポーツの振興を図っており、今後も市民総ぐるみスポーツ活動として継続したい。

スポーツ合宿に関しては、平成29年度から担当課が商工観光部・紹観光課よりスポーツ推進課へ所管換えとなつた。横浜DeNAベイスターズ・実業団陸上競技部などの日本のトップアスリートの満足度アップのため、合宿のニーズに対応した。

(2) 各事業の主な成果と課題

ア 「スポーツ少年団育成」について、年々市内の児童数が減少している中、平成29年度は団数の前年と変わらず、少年団員登録者数は39名減っている。従つて、スポーツ少年団個々の運営が厳しくなつており、単独チームの編成できないスポーツ少年団が見受けられるため、今後とも合同での活動などを検討していく必要がある。

イ 「社会体育・学校体育施設の一般開放と利用促進」については、生涯スポーツ推進及び進行に向け取り組み、利用達成率も上昇しているが、各クラブと競技団体との会場調整等に苦慮している状況が見受けられる。

また、使用時間の徹底や使用後の整理整頓、使用料の適正な納付などに関する指導を徹底する必要がある。学校によつては、各地区の市民体育祭練習と一般利用者とが競合する時期があり、使用日時・時間等の調整も必要となつてゐる。

ウ 「市民体育祭」は、生涯スポーツの意義を踏まえ、市民の健康増進と体力の向上や、市民の一体感を醸成する為に今後も継続したい。平成29年度は天氣にも恵まれ、大会でも4,000人を超える市民の方が足を運んでくれていて、今後とも多くの市民に参加してもらえるよう運営していくきたい。

エ 「チャレンジデー」は、奄美市として9回目の開催となり、市民への周知が次第に図られてきている。市民の参加率は56.0%（24,749人）と前回55.2%（24,689人）を0.8%（60人）上回り、金メダルを獲得。

今後とも、本イベントを一過性のイベントではなく、運動やスポーツ等をとおして生涯スポーツの振興を図り、市民総ぐるみスポーツ活動を今後とも推進していく。

III 教育行政評価委員の平成29年度点検評価・意見・要望等について

(総務課)

- 良好的な教育環境整備の推進ということで、大阪府北部を震源とする地震でブロック塀が倒壊した事故（H30.6.18）があったが、市の状況について
- 各学校の報告を受け建築技師立会いの下、配筋状況含む調査実施した。緊急性を要するものはないと考えているが、今後、危険性があるものについては、計画的に対応していく予定。

(学校教育課)

- 学力の定着向上が大きな課題であるが、個々の学力をどれだけ伸ばしていくか、家庭学習のあり方が非常に大切と考える。スマホ、ゲームの時代、子どもたちの気持ちを変えていくこと、現在の世の中では難しいが、大切なこと。学校教育課だけでなく全体で取り組むべき
- 成績の低い子について、自主学習が重要であると考える。
- 市教委としては、授業改善と家庭学習の習慣化に取り組んでいる。学力の2極化がある。意欲付けも大切だと考えている。また、目安点については、小学校の先生方にも、それぞれの学年で定着すべき学力を確実に定着させるよう指導している。高校入試への意欲付けにおいて、各教科の本質、面白さやを伝えることも大切なこと。
- 鹿屋中学校2年生の授業取組みで、生徒同士で教え合うことで効果上がっている事例があった。休み時間も主体的に取組む姿勢が見られ、今後市としても、授業改善に積極的に取組んでほしい。
- その学年ごとの将来の夢を持たせること、そのため勉強の必要性について普段から語ることが大切だと思う。

(生涯学習課)

- 成人式の開催時期について、8月の新盆や旧盆時期の開催について、今後、将来的に検討してみてはどうか
- PTA研修の充実について、担任と保護者の結びつきが重要なこと、また、地域の支え合いの必要性ある。そのような研修の取組みをお願いしたい。
- 子ども会組織がしっかりとしているところは、自治会活動も良好である。横の連携を図り市街地の育成会を拡充する努力をお願いしたい。
- 奄美地区子どもまつりや市民清掃への参加により、高齢者から子供たちへ声かけなどもある状況。子供たちが活動することで地域間の交流の場もでき、市としても進めていきたい。

(文化財課)

- 旧暦行事カレンダーA3版は値段が少し高いのでは。
- 今後、改善する。
- 奄美博物館、宇宿貝塚史跡公園、歴史民俗資料館などの文化財施設を守るためにには、地元の興味、関心を持たせることが必要である。入館者の内訳、地元や観光客等の調査なども実施してほしい。
- 入館者内訳の詳細状況は把握していないが、小学3年から「昔の暮らしと道具」を学ぶ授業で訪れたり、起業する人が文化を知ってヒントを得るため来館することもある。
- 看板がないことで集落や文化財、文化施設の所在地が分からぬこともあるが、空港などに宇宿貝塚史跡公園など表示する看板等を設置しPRすることで遺産を守ることに繋がるのではないか。
- 今後、観光部署との連携により取組みを行っていきたいと考えている。
- 宇宿貝塚史跡は、国指定で自治体（市）が保護管理者となっている。
- 博物館の高倉保存について、茅葺屋根の修復や、完成後の完成祝いや唄遊びなどの取組みもお願いしたい。
- 次年度から1棟ずつ改修予定、カラス被害もある。施工に当たり、技術伝承も必要な取組みと認識している。付随したお祝い事も再現していきたい。

(スポーツ推進課)

- 学校体育施設の利用状況について、住用の増加と名瀬・笠利の減少について
- 住用は、運動会の開催で利用増加となっているが、2地区については具体的な原因わからない。
- 評価の観点、評価の着眼点の内容が、同じ捉え方になっているように見えるので、区別して評価しないといけないのではないか。利用目的を図るために、主体的に施設利用を図る取組みが見えることが重要。
- スポーツ合宿について、ベイスターズ協力会など民間の参加を図り、積極的な市民参加に向けた機運高める取組みをお願いしたい。

(その他)

- 島言葉に関連して、食材なども北と南では呼び方違う。
- 名瀬の言葉もあるが、絶滅の危機にある。CDで残すなど何か面白い取組みができるないか。
- 学校の取組み事例として、島口カレンダーの暗唱、昼休みに島唄を校内に流す、島口劇等の取組みがある。

- 名瀬市街地地区は地域との関わりが薄いことから、島口の伝承が難しい状況にある。
- 笠利地区においては、高齢者から島口を学ぶ環境にある。

(総評)

各課においては、限られた予算の範囲内で事業の推進にご尽力いただいている。

各課の事業の推進にあたり、市民からの要望等も踏まえて、まずは計画を立て、計画の下に執行、点検、評価、改善のサイクルで今後とも進めていくものである。

今回の評価会議の中で各委員からの意見等を参考にし、今後の事業の推進にあたっていただきたい。

教育委員会職員の皆様が、勤務時間内、時間外においてもご苦労されていることは認識している。今後も、市長部局や他機関との連携を十分図り、市民をリードしてほしい。

心身の健康管理が基本であり、各課職員の心身の健康管理については、十分配慮して事業を推進して欲しい。

奄美市教育行政評価会議委員名簿

任期：平成 30 年 8 月 21 日～平成 31 年 3 月 31 日

氏 名	分 野 別	役 職 等
有 田 勇	教 育	元奄美市立朝日小学校校長
森 山 利 男	文 化	奄美市文化協会事務局長
泉 和 子	文 化 財	奄美市文化財保護審議会委員
岡 山 駄 夫	ス ポ ー ツ	奄美市体育協会理事長
川 口 君 美 代	生 涯 学 習	社会教育委員（奄美市地女連代表）
勝 村 克 彦	P T A	奄美市 P T A 連絡協議会会长

奄美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱

平成20年9月26日教育委員会告示第2号

奄美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が事務の管理及び執行の状況について、自ら実施する点検及び評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価の基本的な在り方)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、的確にその施策効果を把握し、その目的又は目標に照らして、必要性、有効性、効率性、公平性の観点その他当該施策の特性に応じて必要な観点から点検及び評価を行い、その評価の結果を当該施策に適切に反映させるものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定に基づく点検及び評価の実施に当たっては、客観的な実施の確保を図るため、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用する。
- 3 前項に規定する学識経験を有する者の知見の活用を図るため、奄美市教育行政評議会議を設置するものとし、必要な事項は、別に定める。

(評価の基本的な事項)

第3条 教育委員会は、点検及び評価の実施に当たり、次に掲げる事項を協議し、決定する。

- (1) 点検及び評価の対象に関すること。
- (2) 点検及び評価の実施方法に関すること。
- (3) 点検及び評価の対応方針等の決定（以下「結果」という。）に関すること。
- (4) 点検及び評価の結果の施策への反映に関すること。
- (5) 点検及び評価の結果の公表に関すること。
- (6) その他点検及び評価の実施に関し必要なこと。

(報告書の作成及び公表)

第4条 教育委員会は、点検及び評価を行ったときは、その結果に関する報告書を作成するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定により作成した報告書を議会に提出するとともに、公表するもの

とする。

(市民の意見及びその反映等)

第5条 教育委員会は、公表した報告書について市民から意見があった場合には、施策又は点検及び評価に適切に反映させるように努めるものとする。

(点検及び評価の改善の検討)

第6条 教育委員会は、毎年度、点検及び評価の在り方について検証を行い、その課題を把握し、その改善について検討を行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

奄美市教育行政評価会議設置要領

平成20年9月26日教育委員会告示第3号

奄美市教育行政評価会議設置要領

(趣旨)

第1条 奄美市教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱（平成20年奄美市教育委員会告示第2号）第2条第3項に規定する奄美市教育行政評価会議（以下「評価会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 評価会議は、教育委員会の求めに応じて、次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 教育委員会の点検及び評価の方法に関すること。
- (2) 教育委員会の担当者が実施した点検及び評価の一次評価に関すること。
- (3) その他教育委員会の点検及び評価に関し、必要と認めること。

(組織)

第3条 評価会議は、6人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、教育委員会が委嘱してから点検及び評価の結果を公表するまでの間とする。
- 4 評価会議に会長を置き、委員の互選により、これを定める。
- 5 会長は、評価会議の会務を総理し、評価会議を代表する。
- 6 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、関係職員その他会長が適当と認める者を会議に出席させ、関係事項について説明させ、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5条 評価会議の庶務は、教育委員会事務局総務課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、評議会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。